

第181回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成29年6月30日(金)
午後1時30分～午後2時20分
場 所 群馬県議会庁舎3階 302会議室

第181回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成29年6月30日(金) 午後1時30分～午前2時20分
- 2 場 所 群馬県議会庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、堀越恒弘、齋藤利志子、小林 享、小山 洋
大西 亘(代理 堤 啓)、石田 寿(代理 後藤勝治)
高橋 正、大和 勲、本郷高明
- 4 欠席委員 田中麻里、茂原荘一、久保田順一郎、森山享大
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 山口課長、岩崎次長、下田次長
建 築 課 杉田次長
- 6 議案

第1号議案 館林都市計画区域区分の変更(明和大輪東工業団地地区の決定)について

第2号議案 新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第181回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝山口課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第181回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在11名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(岩崎次長)

お手元の群審報第111号をご覧ください。前回の審議会以降、4名の委員が変更となりました。まず市町村の長を代表する者として、邑楽町長の金子正一様が退任され、甘楽町長の茂原荘一様が就任されました。また県議会の議員として、大手治之様、加賀谷富士子様退任され、大和勲様、本郷高明様が就任されました。また、市町村の議会を代表する者として、伊勢崎市議会議長であった矢島征司様が退任され、桐生市議会議長の森山享大様が就任されました。以上でございます。

(山口課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第181回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(山口課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいた

します。小林委員と小山委員にお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(岩崎次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(岩崎次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

それでは、ただいまから、議案の審議に入りたいと思います。第1号議案「館林都市計画区域区分の変更（明和大輪東工業団地地区の決定）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(下田次長)

第1号議案「館林都市計画区域区分の変更（明和大輪東工業団地地区の決定）について」御説明いたします。お手元の議案書1ページとあわせて、スクリーンの図-1をご覧ください。

い。第1号議案は区域区分、いわゆる線引きの変更となります。

はじめに位置関係を御説明します。図面上の緑色の線が東北自動車道、また青色の線が東毛広域幹線道路と国道122号であり、国道122号館林明和バイパスの事業中箇所を青色の点線で示しております。今回、都市計画区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域で、東毛広域幹線道路から館林インターチェンジへと接続する国道122号館林明和バイパスに近接する既存工業団地に面した区域となります。この赤線で囲まれた区域14.6haを明和大輪東工業団地地区として、新たに市街化区域に編入しようとするものです。

それではお手元の議案書2ページをご覧ください。議案書の御説明をいたします。「館林都市計画区域区分を次のように変更する。」「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは先ほどの変更区域を拡大して、後ほど御説明いたします。

「2 人口フレーム」ですが、市街化区域の拡大にあたっては、「人口フレーム方式」と言われる手法をとっており、「市街化区域に收容する人口」を都市計画に定めることとされています。「表」の説明ですが、基準年となる平成22年の国勢調査時点では、東毛広域都市計画区域の市街化区域内人口は34万1千9百人でしたが、目標年次となる10年後（平成32年）の市街化区域内人口、いわゆる人口フレームは、32万4千1百人に減少すると予測されています。しかし一方で、現在の市街化区域内に居住可能な人口は、人口密度と居住可能な面積から32万5千8百人になると計算され、想定される市街化区域内人口の方が下回る結果となります。そのため、今回は想定される市街化区域内人口が全て市街化区域内に居住可能であるため、保留する人口を0千人としております。住宅地の拡大の場合、この「保留する人口」の範囲内で市街化区域の拡大を行うこととなりますが、今回は、工業用地の拡大なので変更はありません。

議案書3ページをご覧ください。「理由」が記してございます。こちらは変更区域を拡大した計画図にてご説明いたしますので、添付図面の図-2計画図又はスクリーンを御覧ください。赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。北側および東側が既存工業団地、南側が町道で囲まれた区域となっております。既存工業団地は、館林都市計画区域マスタープランにおいて、工業用地を拡張し、工業系の新市街地の形成を目指す「産業拠点」として位置付けられております。今回、本区域において、明和町土地開発公社による工業団地造成の実施が確実になったことから、市街化区域に編入するものとなります。

添付図面の図-3参考図又はスクリーンをご覧ください。土地利用計画をご説明いたします。黄色で示した範囲を工業用地として12.1ヘクタール利用し、周辺に道路及び西側に青色でお示した調整池、緑色でお示した公園を配置する計画としております。

添付図面の図-4参考図又はスクリーンをご覧ください。用途計画を御説明いたします。

本区域は、既存工業団地に、新たな工業団地を創出していくため、産業に特化した工業専用地域の指定が予定されております。容積率は200%、建ぺい率は50%と、周辺の工業専用地域と同様に指定される予定となっております。

添付図面の図-5参考資料又はスクリーンをご覧ください。ただいま御説明しました、第1号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を、住民意見を反映するため閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成29年4月18日から5月2日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。なお、明和町からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨、回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

土地利用計画図に公園用地が記載されているが、余ったところに公園を置いているような印象を受ける。工場用地における緑地率については、緩和措置で従来より緑地の面積が小さくなり、配置の自由度も高くなっている。当初、緑地率を定めたときから事情は変化しているため、現在の時代感覚に合った緑地の配置を考えるべきではないか。費用対効果を考えて、土地利用をしたほうがいい。

(高田主任)

都市計画課の高田と申します。公園については、住民が設置を希望しているということで、明和町も設置を希望しています。公園の配置について、南側のほうが住宅に近いですが、治安上、北側のほうがいいということです。また、今後も変更は可能なので、今回いただいた意見を明和町にも伝えます。

(小林委員)

よろしくお願いします。

(丸山会長)

他に何かございますか。

(原田委員)

南側の道路はどれくらい拡幅する予定か。

(下田次長)

4 mから8 mへ拡幅する予定です。

(原田委員)

分かりました。

(丸山会長)

他に何かございますか。

(「なし」の声)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですが、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案「新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・杉田次長)

建築課の杉田と申します。よろしくお願ひします。第2号議案「新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明します。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設については、建築基準法で建築が制限されていますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて、特定行政庁が許可した場合は、建築が可能となっています。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、許可申請されたもので、許可権者の特定行政庁である桐生市長が、本審議会に付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書4ページを御覧ください。桐生市長からの付議書の写しになります。

議案書の5ページを御覧ください。付議案件の概要となっています。

名称は、新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設で、用途地域の指定はありません。申請者は、群馬県前橋市富士見町小暮2295番地の13 株式会社テシマ 代表取締役手島規泰、所在地は、桐生市新里町高泉字下ノ沢205番1ほか11筆、敷地面積は、5,525.24㎡、主な施設は、産業廃棄物中間処理施設です。処理能力について、計画している焼却炉の焼却能力は一日あたり、汚泥で32.64トン、廃油で16.80トン、廃プラスチック類で20.40トン、その他の産業廃棄物で40.80トンです。

付議の理由につきましては、申請者の「株式会社テシマ」は、建築基準法51条ただし書き許可を取得し、申請地で昭和63年から、産業廃棄物の焼却処理を行っています。以降3回、群馬県都市計画審議会の議を経て、建築基準法51条ただし書き許可を取得し、破碎処理設備の増設等を行い現在に至っており、30年以上に渡り、周辺住民の理解を得て、良好な関係を構築して操業しています。

今回、焼却施設の老朽化に伴い、従前の地下タイプの焼却炉を、地上タイプのストーカー一式焼却炉に更新する計画です。

周辺の状況や焼却設備の詳細などについては、建築基準法の許可権者の、桐生市建築指導課の小島課長から説明させていただきます。

(桐生市建築指導課・小島課長)

桐生市建築指導課長の小島と申します。第2号議案についての補助説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

現在、群馬県内の産業廃棄物焼却施設は、群馬県の統計によると15件ほどで、中には稼働していない施設もあるなど、その数は年々減少傾向にあります。その理由としては、建物の解体に伴う産業廃棄物の排出量が減少傾向にあるうえに、破砕処理等のリサイクルやバイオマス原料への転換などが相対的に増加していることが挙げられると聞いています。

しかしながら、産業廃棄物の焼却処理のニーズがなくなっていくかということについては、ますます高まる生活環境の保全といった社会的ニーズに応えるため、より安全で二次公害を出さない高度な焼却処理施設が求められていく傾向にあることもまた事実です。

株式会社テシマは、先程の説明の通り、近隣住民の信頼も厚く、今後も社会の要請に応えるため、今回、焼却炉を更新し、次世代にも通用する焼却処理事業を継続していこうとするものです。

では、添付図面の説明をさせていただきます。お手元の図-6または、スクリーンをご覧ください。こちらは、新里町の都市計画図になります。図面の上が北、中央の赤い部分が申請地になります。敷地は新里都市計画区域内にあり、上毛電鉄・新里駅から北へ約4キロメートルに位置しており、用途地域の指定はありません。

また、ピンク色が申請地から最も近い小学校の「桐生市立新里北小学校」で、申請地からの距離は南へ約720メートルで、病院や老人ホーム等の施設は1キロメートル圏内にありません。

お手元の図-7または、スクリーンをご覧ください。こちらは、付近見取図になります。図面の上が北、凡例を右下の枠内に示しています。申請地から最も近い住宅との距離は、70メートルです。黄色に塗られた申請地から300メートルの範囲の住民と、地元自治会の区長さん、近隣の工場などに事業の説明を行い、ご理解をいただいています。

廃棄物の搬入・搬出経路をオレンジ色の矢印で示しています。申請地の前面道路の、市道86050号線及び86059号線、市道1-101号線、県道上神梅・大胡線を通行する計画になっています。

また、申請地の南方向にある新里北小学校への道路については、地元との取り決めにより、搬入・搬出経路として使用しないこととしており、通学路の安全にも配慮しています。

お手元の図-8または、スクリーンをご覧ください。こちらは、配置図になります。図面の左斜め下が北で、凡例を右上の枠内に示しています。

敷地面積は5525.24㎡で、敷地境界を赤線で示しています。出入口を除く周囲には、高さ2メートルの万能鋼板のフェンスが、設置されています。敷地は幅員6メートルの桐生市道86050号に面しており、出入口は1か所です。既存建物を水色で、申請建物を黄色で示しており、水色の既存建物④では破砕処理を操業中です。黄色の申請建物①から③の床面積の合計は、388.75㎡です。図面の下の部分、オレンジ色の点線で囲まれた部分が、焼却施設になります。

お手元の図-9または、スクリーンをご覧ください。こちらは、産業廃棄物焼却施設の処理工程図になります。図面左側からご説明します。

施設に搬入する産業廃棄物は、まず、液体と固体に仕分けします。受け入れに際しては、

リサイクルのための破碎処理が原則ですが、汚れの付着などにより、リサイクルに適さない廃棄物については、焼却処理を選択し、一時保管します。その後、リサイクルに適さない廃棄物は、それぞれ投入装置で焼却炉へ投入され、燃焼温度850度以上で管理され焼却されます。焼却過程で発生する燃焼ガスは、排ガス処理設備で、200度以下に急冷することでダイオキシンの生成を防ぎ、集塵装置でばいじんを収集することで有害物質を除去し、排出ガスの基準値を遵守し、煙突からの大気汚染を防止します。

焼却処理後、「ばいじん」「燃え殻」が残渣として排出されますが、「ばいじん」については「セメント原料」や「埋め立て地の造成」、「燃え殻」は骨材化して「建設資材」等に再資源化されます。

次のスクリーンまたは図-10をご覧ください。こちらは、動線図になります。

廃プラスチック類等の固体の廃棄物は、①のオレンジ色の動線で、「可燃物保管場」に一時保管された後、焼却炉に投入されます。廃油等の液体の廃棄物は、②の青色の動線で、「廃油ほか保管庫」に一時保管された後、焼却炉に投入されます。

次に、焼却処理後の残渣である「燃え殻」は、③の緑色の動線で、「燃え殻保管庫」に保管された後、一定量に達した後、専用コンテナで施設外に搬出されます。

同様に、「ばいじん」は、④の紫色の動線で「ばいじん保管庫」に保管された後、同様に、専用コンテナで施設外に搬出されます。

次のスクリーンまたは図-11をご覧ください。こちらは、「廃棄物処理施設の設置手続きの概要」になります。

まず、左上の廃掃法の手続きは、平成26年10月31日付けで事前協議が開始され、先月5月19日に事前協議が終了しています。

建築基準法の手続きについては、中央の着色部分をご覧ください。先月、5月25日に建築基準法51条ただし書に基づく許可申請がなされ、本日に至っています。

建築基準法第51条ただし書に基づく許可が得られた後の手続きとしては、建築確認申請を行い、図の右下の部分に記載の、消防法などの関係する法令による各手続きを経て着工し、焼却施設の稼働開始予定は、平成29年度中とのことです。

スクリーンによる説明は、以上でございます。

続いて、当該施設の敷地位置に係る都市計画上の支障の有無についての補足説明をさせていただきます。申請地は、都市計画上の無指定区域であり、周辺には住宅・商業施設等の密集地はありません。また、住民説明会及び周辺住民からの合意書の取得により、関係者への周知をし、ご理解をいただいています。騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、併せて、生活環境保全協定を締結し、定期的な関係設備の点検・測定による公害防止対策等の遵守が確約されています。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地位置が都市計画上支障ないものと判断し、本審議会に付議するものです。

桐生市からの補助説明は以上です。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお

願います。

(小林委員)

申請理由に施設老朽化とありますが、老朽化した施設はどうするのか。

(桐生市)

すでに撤去しています。

(小林委員)

分かりました。

(丸山会長)

他に何かございますか。

(「なし」の声)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですが、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(山口課長)

次回、第182回審議会の開催についてですが、通例によりますと平成29年第3回前期定例県議会後、10月頃の開催でございます。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。
その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。
委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：20)

(議事録署名人)
